

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	27 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 57 年 9 月まで  
② 平成 3 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 平成 3 年 4 月から 5 年 9 月まで

申立期間①については、当初、実母が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行い、養子縁組後は、養母が納付していた。申立期間②及び③については、自治会の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、特に申立期間③については、全額申請免除になっていることには全く身に覚えがない。申立期間①、②及び③が未納及び全額申請免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市B町の自治会の集金人に毎月納付したとしているところ、当時、同町では自治会による保険料の集金組織があったことが確認できる上、申立人は、結婚した昭和57年10月から、その妻は厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の57年4月から、申立期間②の直前の平成2年12月まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、20歳になった直後の昭和47年\*月ころ、その実母がC町役場（現在は、A市役所）で申立人の国民年金への加入手続をし、その後、申立期間①の国民年金保険料を納付し、55年2月の養子縁組後はその養母が納付したとしているが、実母は高齢のた

め国民年金への加入及び保険料の納付に関する証言が得られず、養母も既に他界しており保険料の納付に関する証言が得られない上、申立人もそれらに関与していないことから、申立人の国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和 57 年 5 月ころであり、その時点では、申立期間①の大部分は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付することが必要な期間となるが、さかのぼって納付したとの事情はうかがえず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、全額申請免除をしたことは無いとしているが、当時、申立人は、申立期間③直後の平成 5 年 10 月に D を設立するため、その妻の実家から多額の融資を受けるなど、資金繰りに余裕が無かった事情がうかがえ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間③について、申立人夫婦共に 3 年 5 月 27 日、4 年 5 月 8 日及び 5 年 5 月 13 日に各該当年度の全額免除申請をしたことが確認でき、同期間の保険料の申請免除に関する記録に不自然さはみられない。

また、申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年3月まで  
② 平成3年4月から5年9月まで

申立期間①及び②については、自治会の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、特に申立期間②については、全額申請免除になっていることには全く身に覚えがない。申立期間①及び②が未納及び全額申請免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をA市B町の自治会の集金人に毎月納付したとしているところ、当時、同町では自治会による保険料の集金組織があったことが確認できる上、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和57年4月から、その夫は結婚した57年10月から、申立期間①の直前の平成2年12月まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、全額申請免除をしたことは無いとしているが、当時、申立人の夫は、申立期間②直後の平成5年10月にCを設立するため、申立人の実家から多額の融資を受けるなど、資金繰りに余裕が無かった事情がうかがえ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②について、申立人夫婦共に3年5月27日、4年5月8日及び5年5月13日に各該当年度の全額免除申請をしたことが確認でき、同期間の保険料の申請免除に関する記録に不自然さはみられない。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで  
② 平成2年8月

申立期間①については、結婚してA市からB区に転居した直後の、昭和53年11月12日にB区役所で住所変更届を提出しており、国民年金手帳にも日付入りで記載されていることから、転居してからも国民年金保険料の納付書が送付されてきて保険料を納付しているはずである。

申立期間②については、前後の保険料が納付されており、1か月分のみを未納とすることは考えられず、申立期間①及び②を未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①中の昭和53年11月に結婚してA市からB区に転居した際、B区役所で住所変更手続きを行い、同期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳には53年11月12日に住所変更したことが記載されており、また、申立期間①中の54年3月にB区内で転居した際にも住所変更手続きを適切に行っていることから、申立人の住所地に国民年金保険料の納付書が届けられていたと推測でき、6か月と短期間の申立期間①の保険料を未納とするのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、その前後の期間の保険料が納付されており、同期間の1か月分のみを未納とすることは考えられないとしているが、社会保険庁の記録によると、平成9年2月5日に、申立人の

夫の昭和 60 年 5 月から始まる厚生年金保険加入期間の喪失日が、平成 2 年 9 月 1 日から同年 8 月 30 日に追加訂正され、それに伴い、夫の当該期間と重なる申立人の第 3 号被保険者期間の終了日も 2 年 9 月 1 日から同年 8 月 30 日に追加訂正されたため、申立期間②が従来の第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間に変更されていることから、記録が追加訂正された 9 年 2 月 5 日の時点より以前は、申立期間②は第 3 号被保険者期間となっており、申立期間②当時、同期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立期間②の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から同年 6 月まで

昭和 55 年 3 月に新規開業する医院へ転職した際、院長から厚生年金保険への手続ができるまで一時的に国民年金に加入するよういわれ、A 市役所で加入手続をした。厚生年金保険に切り替わった 55 年 7 月に A 市役所でその時まで納付していなかった保険料をまとめて納付したので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月に新規開業する医院へ転職した際、院長から厚生年金保険への手続ができるまで一時的に国民年金に加入するよういわれ、同月に国民年金に加入し、同年7月にそれまで未納としていた申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は55年3月から同年4月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能であることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間中の国民年金保険料をA市役所で納付し、その際に領収書をもらった記憶があり、申立期間の保険料合計額は、1万円から2万円の間ぐらいであったとしているところ、申立期間当時、A市では納付書方式により保険料を収納しており、A市役所内にあったB銀行（現在は、C銀行）D支店の派出所で納付が可能であった上、申立期間の保険料額は合計1万4,610円であることから、当時の納付方式、納付金額及び納付場所等に関する実情とおおむね一致しており、その内容には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年2月まで

20歳になった平成3年\*月に国民年金に加入したが、短期大学を卒業して一人暮らしを始め定職に就いていなかったため、保険料の納付は困難であった。平成6年の結婚を契機に夫に勧められて結婚の祝儀を足しにしたりして未納分30万円以上を全額まとめて納付した。これが、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年1月の結婚を契機にその夫に勧められて国民年金に加入し、結婚の祝儀を足しにしたりして未納分30万円以上を全額まとめて納付したと申し立てしているところ、申立人は、申立期間以外に未納は無く、納付意識は高かったとみられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年2月ころに払い出されており、手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間のうち4年1月から6年2月までは過年度納付が可能な期間である。

しかし、申立期間のうち、平成3年4月から同年12月までについては、手帳記号番号の払い出し時点では時効により納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から6年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月

昭和49年ころ、A市役所に行き、自分で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料についても、送られてきた納付書に現金を添えて、市役所か銀行で納付したはずだ。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月に国民年金に任意加入してから、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が、1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から40年5月までの期間、44年5月から同年9月までの期間及び52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月まで  
② 昭和 44 年 5 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和53年に株で90万円もうけたので、夫婦二人分の国民年金保険料を過去にさかのぼって全額支払った。その後も納付書で納付を続けてきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和39年1月から40年5月までの期間及び申立期間②について、申立人はその夫とともに夫婦連番で国民年金手帳記号番号を取得している上、社会保険事務所の特殊台帳により第3回特例納付期間中の55年6月30日に夫婦で国民年金保険料を特例納付していることが確認できることから、夫が特例納付をしている当該期間について申立人のみが未納となっているのは不自然である。

2 申立期間③について、特殊台帳により申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年11月ころに51年1月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付したと確認できるところ、55年6月30日に50年12月以前の未納期間について特例納付していることから、申立期間③についても納付されていたものと考えるのが自然である。

3 一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から38年12月までの期間に

ついて、申立人は株でもうけた 90 万円できかのぼって国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立期間を含むすべての未納期間を夫婦で納付したとすると保険料額は約 120 万円となり、申立人の申立額と大きく相違する上、その夫も同期間が未納期間となっている。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す形跡もうかがえない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 40 年 5 月までの期間、44 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金については、両親がA市役所で加入手続や保険料の納付をしてくれた。結婚後の国民年金保険料は、老後のことを考え自分で納付を続けてきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、老後のことを考え国民年金保険料の納付を続けてきたとして、いるところ、申立期間の前後は納付済みとなっており、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付できないような経済的な事情などは見当たらない。

また、申立人は昭和36年4月に国民年金に加入してから60歳に至るまで、申立期間を除き未納が無いことから納付意識の高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から同年11月まで

私は、昭和45年の結婚と同時に、老後を考えて当時住んでいたA市役所に主人と一緒にいき国民年金に加入し一括してさかのぼって保険料を納付した。申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ころ、国民年金に加入し一括してさかのぼって保険料を納付したと申し立てているところ、申立人が一括して保険料を納付したとする時期は第1回の特例納付実施期間中である上、申立人の夫は20歳までさかのぼって特例納付と過年度納付により保険料を納付したと推認されることから、その夫と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人も、20歳までさかのぼって申立期間を特例納付で納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入手続を行ったA市役所の所在地及び窓口の対応等も鮮明に記憶している。

さらに、申立人は申立期間以外に未納が無く、申立人の夫が厚生年金保険加入時は国民年金に任意加入し、種別変更手続も適切に行っていること及び老後を考えて未納期間をさかのぼって一括して納付したとしていることから、国民年金制度に対する理解と保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年3月まで

私は申立期間当時働いていた事業所から言われて国民年金に加入した。申立期間については、年金手帳に印を押してもらい納付した記憶がある。納付書に替わってからは、A区にあるB郵便局で納めた記憶もある。一度も未納にしたことは無いと思っているので申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月ころ払い出されており、払出日からすると、申立期間は、過年度納付と現年度納付が可能な期間であることから、国民年金加入当初から保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入当初は、国民年金保険料が印紙検認方式で納付されていたこと及びその後納付書に替り、B郵便局で保険料を納付したこと等を鮮明に記憶している上、申立期間以後は保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できることから、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは認められない。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っており、納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和45年夏ころ、A区に住んでいた時に、自宅に訪問してきたA区役所の年配の男性集金人に勧められ国民年金に加入した。集金のおじさんに「さかのぼって払えるから」と言われたことを覚えている。B市に越して来てからも保険料納付を続けており、47年4月からはB市で納付を開始している。未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、しばらくしてから自宅を訪ねてきたA区役所の集金人に勧められ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月から同年9月ころに払い出され、申立期間は過年度納付が可能な期間であることから、国民年金加入当初から保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続きは暑い季節であったこと、A区の集金人が年配の男性であったこと及び集金人が国民年金保険料をさかのぼって払えると言ったこと等、国民年金の加入状況を具体的に記憶しており申立内容に<sup>しんびようせい</sup>信憑性が認められる。

さらに、申立期間は合計でも9か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外はほとんど未納が無く、結婚後は国民年金に任意加入し保険料を納付しており、種別変更及び住所変更手続きも適切に行っていることから保



険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年8月1日まで

昭和49年4月1日にA株式会社B本社から、同社C支店に転勤した。しかし、転勤直後の同年4月から同年7月までは、転勤直前の同年3月より下がった標準報酬月額が記録されている。毎年春の労使交渉が妥結しても、4月にさかのぼって昇給分が支給されるので、当然に標準報酬月額も訂正されてしかるべきであるが、訂正されておらず、49年8月から昇給があったかのように記録されているのは納得できない。

昭和49年4月から同年7月までの標準報酬月額を7万6,000円から14万2,000円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が昭和49年4月にA株式会社B本社から同社C支店に転勤になったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、転勤後の昭和49年4月からの標準報酬月額が7万6,000円となっており、転勤直前の同年3月の標準報酬月額であった10万4,000円から減額された金額で取得時決定がされていることが認められる。

しかし、A株式会社及びC保険組合では、記録の保存は10年であり、申立人に係る記録は保存されていないが、当時の複数の同僚によれば、当時は高度成長期であり懲戒処分によるもの以外に給与額が下がることは無かったと供述し

ており、申立人が所持していた昭和49年3月の給与明細書から判断すると、転勤時の取得時決定は、他の手当等が含まれていない基本給(7万6,800円)のみの金額で届出がされたことが推認される。

さらに、同社は、申立人に係る資料が残っていないことから、当時の届出の正誤は不明としているが、申立人は当該転勤以外の転勤については、同額の標準報酬月額を引き継いでいること及び申立人が所持していた昭和49年3月の給与明細書の内容から、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る資料が保存されておらず、これを確認できる関連資料も無いが、前述のとおり、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額は、当該事業所しか知り得ない基本給のみをもって届け出たと認められることから、事業主が申立事業所に係る標準報酬月額を誤って7万6,000円として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の保険料について納入の告知を行っておらず(その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円と主張しているが、当該標準報酬月額14万2,000円は、昭和49年8月に随時改定によって変更されていることから、同年5月に昇給があったことが認められ、当時、同社では労働組合との交渉による昇給が毎年5月ごろに決定し、4月にさかのぼって昇給が行われたとの申立人及び同僚の供述と一致する。

しかし、月額変更は昇給のあった月から算定の対象とされ、さかのぼった月は算定の対象とされないことから、当該標準報酬月額は、昭和49年5月に昇給が行われた結果、同年8月に変更があったものと認められ、当該月額変更の手続きは正当なものと推認されることから、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円と認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成7年1月から8年7月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日を平成8年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から8年8月31日まで  
② 平成8年8月31日から11年9月1日まで

社会保険事務所の職員から、A株式会社における平成7年1月1日から8年8月31日までの期間の標準報酬月額が、30万円から12万6,000円にさかのぼって訂正されていること及び同年8月31日から11年9月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者資格が確認できないと知らされた。

A株式会社には、平成元年9月1日から12年10月2日に退職するまで営業職で勤務しており、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正に関与する立場には無く、8年9月に給与が20万円に下がるまで30万円のままであった。

A株式会社は、その後、社員が自分だけになったことから親会社(B株式会社)の社員が厚生年金保険の事務を代行して保険料を給与から控除されていた。

平成11年の源泉徴収票を保管しており、厚生年金保険料の給与からの控除を証明できることから、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によ

れば、A株式会社における申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から8年7月までは30万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年8月31日以後の9年9月4日に7年1月1日にさかのぼって標準報酬月額を12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間①当時の事業主であったC氏(平成\*年\*月\*日に退任)は、「自分は、A株式会社においては権限の無い代表取締役であり、申立期間当時は資金繰りに苦勞しており事実上の破産状態であったことからすべては親会社にいた実兄(D氏)が管理しており、親会社の社会保険事務担当者(氏名は不明)が遡及訂正処理したと思われる。」と供述していることから、事業主による訂正処理であったことが推認される。

なお、D氏に照会したが、回答を得られなかった。

さらに、商業登記簿によれば申立人は、A株式会社の役員欄に名前が無く、同社から厚生年金保険の標準報酬月額の訂正について「説明を受けたこともその旨を承知すると答えたこともない。」と供述しており、申立人が標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認される。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た訂正前の記録から、30万円に訂正することが必要である。

2 社会保険事務所の記録によれば、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年8月31日以後の11年9月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所の届出をしているものの、同社は9年5月8日に本店をE区からF市に移転しており、10年11月30日に役員が退任して法定の員数を欠くに至ったのにもかかわらず、その選任手続をなすことを11年12月14日まで怠ったことから商法498条、非訴訟事件手続法207条、同法208条ノ2違反で\*年\*月\*日にG地方裁判所により過料処分を受けていることから、同社が当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件をみたしていたものと判断される。

さらに、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は平成元年6月12日被保険者資格を取得、12年10月2日に離職とあり、申立期間②にA株式会社に継続して勤務していたことが確認される。

また、申立人は、A株式会社が発行した平成11年の源泉徴収票により、申

立期間②のうち、同年1月から同年12月までの期間について、申立期間②後の厚生年金保険の被保険者記録の標準報酬月額である20万円に見合う厚生年金保険料の給与からの控除が確認される。

加えて、申立人は、平成8年9月から給与がそれまでの30万円から20万円に下がったと供述しているとともに、「A株式会社は、平成6年1月から社員が一人になってしまい、厚生年金保険料の給与からの控除等の事務処理については、親会社のB株式会社の厚生年金保険の事務担当者(氏名は、不明)が行っていた。」と供述しているところ、親会社のB株式会社においては、10年8月5日に厚生年金保険の被保険者全員の標準報酬月額を同年1月1日から、それまでの2分の1に減額する月額変更を届け出ていることから、申立人についても申立期間②の期間においてB株式会社の従業員同様に給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが自然である。

なお、平成\*年\*月\*日にB株式会社が倒産したことから給与台帳等の関連資料は保存されておらず、同社の事業主であったH氏及びA株式会社の事業主であったI氏(B株式会社の役員であったが、D氏及びC氏と血縁関係ではなく8年9月1日に就任)は他界しており、両事業所の役員及びB株式会社の社会保険事務担当者は住所が不明で照会をすることができなかった。

これらを総合的に判断すると申立人は、申立期間②において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間直後の平成11年9月における社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、当該事業所はすでに適用事業所ではなくなっており、事業主から聴取することが不可能であるが、当該事業所は、申立期間②において適用事業所ではなかったことから社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について告知しておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和57年3月31日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額記録について、同年3月、同年4月及び同年6月を30万円に訂正し、同年5月及び同年7月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月16日から52年2月1日まで  
② 昭和53年2月21日から54年4月21日まで  
③ 昭和55年1月1日から同年5月26日まで  
④ 昭和57年3月31日から同年8月1日まで  
⑤ 昭和59年3月21日から同年10月1日まで  
⑥ 昭和61年9月25日から62年10月25日まで  
⑦ 昭和63年2月25日から平成元年5月25日まで  
⑧ 平成2年4月23日から同年6月19日まで  
⑨ 平成2年6月21日から4年1月20日まで  
⑩ 平成4年1月21日から同年5月21日まで

申立期間①の株式会社Aには14万円で給与を決めて入社し、毎年1万円ずつベースアップして15万円から16万円になった記憶がある。受付業務なので残業は無く、毎月同じ給与額であった。給与明細書は、昭和49年入社当時のものと、51年1月に退職した時のものがあるので、標準報酬月額について調査して記録を訂正してほしい。

申立期間②の株式会社Bは、給与明細書は無いが、給与額が18万円代であり残業がかなりあったのもっと高額であったことが考えられるので、標準報酬月額について調査して記録を訂正してほしい。

申立期間③のC株式会社では、入社時にほかに二人の新入社員がいたが、いずれも事前に決めた給与より実際の支給額が著しく低いのですぐに会社を

辞めたが、私は決めた額 20 万円以上を払っているのでもっと仕事をしてほしいと上司から言われたのを覚えている。標準報酬月額が 18 万円となっているが 20 万円であると思われるので、標準報酬月額について調査して記録を訂正してほしい。

申立期間④のD株式会社では、昭和 57 年ごろに、会社が不景気で一度不渡りを出し倒産の危機となった時期があった。この時に、コンピューターで印字した給与明細書を返してくれと言われ、会社に提出し、代わりに手書きの給与明細書を渡された。当時は、気にしなかったが、この時に、標準報酬月額が入社してずっと 30 万円だったものが、不景気だった 5 か月間を 24 万円に下げられたと思われる。給与明細書が全部残っているのでも標準報酬月額について調査して記録を訂正してほしい。

申立期間⑤のE株式会社に入社した時の給与は、前の会社の 30 万円の給与と同等に扱うとのことで決まった。残業等は、入社から 1 年以上無くいつも定時で帰っていて、F にずっと住んでいたのでも交通費も一定であるのに、前のD株式会社での標準報酬月額が 30 万円であるのに対して、同じ給与条件のE株式会社では、後に 30 万円になっているが、最初の 7 か月が 28 万円というのはおかしいので、給与明細書が全部あるのでも標準報酬月額について調査して記録を訂正してほしい。

申立期間⑥のG株式会社は、H地のマンションの一室が本社の小さい会社だった。I として J 市の会社に派遣され受付業務や出入監視等を行っていた。健康保険証については、はっきりしたことは思い出せないが、社会保険の無い会社には勤務しない主義なのでもらっていたと思う。入社してから 3 か月ぐらい経ってから管理職候補になって、長く勤務しないかと言われたが断った記憶がある。正社員であり保険料を給与から控除されていたはずだが、同社での厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑦のK株式会社は、小さな会社で社長がワンマンであり、著作権を無視した製品を販売する会社だった。私は部長職であったが、部下の若い人二人は、給与が安いので社会保険に加入していたと思うが、自分の場合には中間にLの会社が入って高いスカウトマネーが払われて入社したので、経費を浮かす為に給与から厚生年金保険料を控除されていたが、会社が被保険者としての手続をしていなかったと思われる。給与明細書があるので調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑧のM株式会社は、給与明細書は無いが、月 40 万円以上の契約で入社したので、標準報酬月額が 38 万円というのは手取額であるので、標準報酬月額について調査して記録を訂正してほしい。

申立期間⑨の株式会社Nに入社したきっかけは、歯を痛めていたので早く治療するために、社会保険に加入して早く健康保険証が必要だったからであ



る。当時、社長は病気がちで長く入院していたが、健康保険証の手続は、入社してすぐに行ってくれた。同社における厚生年金保険の加入記録が無いが、給与明細書があるので調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑩の株式会社〇は、給与明細書は無いが、月 40 万円以上の契約で入社したので、標準報酬月額が 36 万円というのはおかしいので、標準報酬月額について調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④について、申立人から提出のあったD株式会社における申立期間④に係る給与明細書によると、申立人は、当時の標準報酬月額30万円に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるとともに、社会保険事務所で記録されている申立期間④の標準報酬月額24万円を上回っていることが認められる。

一方、申立人は、申立期間④に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額から昭和57年3月、同年4月及び同年6月は30万円とし、当該給与明細書において確認できる支給総額から同年5月及び同年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録を上回る場合に記録の訂正を行うこととなる。

しかしながら、申立期間①について、申立人から提出のあった株式会社Aにおける昭和49年11月及び52年1月の給与明細書によると、申立人が給与から控除されている厚生年金保険料額を基に算定した標準報酬月額は、両月ともに社会保険事務所が記録している標準報酬月額（49年11月が9万8,000円、52年1月が12万6,000円）に合致していることが確認できる。

このことから、事業主は、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額で届出を行い、その標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと認められる。

また、株式会社Aは既に他社に吸収合併されており、その承継企業からは、当時の資料が無くなっているため、申立人の標準報酬月額の届出額及び保険料控除等については不明であるとの回答があった。

このほか、申立期間①における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

3 申立期間②について、株式会社Bは、申立期間②当時、P年金基金に加入していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額に相当する厚生年金基金の標準給与額をQ連合会に確認したところ、標準給与額は13万4,000円であるとの回答があり、社会保険事務所で記録している申立人の標準報酬月額と合致している。

また、複数の元同僚から、申立期間②当時もらっていた給与は、12万円から13万円程度で、申立人が主張する給与の18万円は高額すぎるとの供述があった。

さらに、株式会社Bは既に倒産しており、当時の代表取締役も既に死亡しているため当時の事情について照会はできなかったが、大学を卒業して同社に入社し申立期間②当時10年勤務していて、後に同社の取締役になっている先輩は、「自分の当時の給与は、13万円よりは多かったが、18万円もの高額な給料はもらっていない。自分が10年勤務して18万円になっていないのに、年下の申立人が、入社1年程度で18万円はもらえないはずである。」と供述している。

このほか、申立期間②における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

4 申立人は、申立期間③に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録を上回る場合に

記録の訂正を行うこととなる。

しかしながら、申立期間③について、申立人から提出のあったC株式会社における昭和55年2月の給与明細書によると、申立人が給与から控除されている厚生年金保険料額を基に算定した標準報酬月額、社会保険事務所が記録している標準報酬月額（18万円）に合致していることが確認できる。

このことから、事業主は、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額を、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額で届出を行い、その標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、C株式会社は既に他社に吸収合併されており、その承継企業からは、当時の資料等がなくなっているため申立人の標準報酬月額の届出額及び保険料控除等については不明であるとの回答があった。

このほか、申立期間③における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

- 5 申立人は、申立期間⑤に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録を上回る場合に記録の訂正を行うこととなる。

しかしながら、申立期間⑤について、申立人から提出のあったE株式会社の昭和59年4月から同年9月までの給与明細書によると、申立人が給与から控除されている厚生年金保険料額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所が記録している標準報酬月額（28万円）に合致している。

また、E株式会社は、申立期間当時、R年金基金に加入していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額に相当する厚生年金基金の標準給与額をQ連合会に確認したところ、標準給与額は28万円であるとの回答があり、社会保険事務所で記録している申立人の標準報酬月額と合致している。

このことから、事業主は、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額を、社会保険事務所が記録しているとおりの標準報酬月額で届出を行い、その標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

さらに、E株式会社からは、25年前の資料は既になくなっているため、申立人の標準報酬月額の届出額及び保険料控除等については不明であるとの回答があった。

このほか、申立期間⑤における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

6 申立期間⑧について、社会保険庁のM株式会社におけるオンライン記録によると、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同年代の複数の男性同僚の標準報酬月額、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人を覚えている当時の同僚は、「当時の会社の経営状態に問題は無く、自分の当時の標準報酬月額の記録と実際とは相違していないと思う。」と供述している。

さらに、M株式会社は既に他社と合併解散しており、その承継企業も数度の合併を繰り返していて、同社の最終承継企業からは、当時の資料が無いので申立人の標準報酬月額の届出額及び保険料控除等については不明であるとの回答がある。

このほか、申立期間⑧における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

7 申立期間⑩について、社会保険庁の株式会社Oにおけるオンライン記録によると、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同年代の複数の男性同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の複数の同僚に照会したところ回答のあった3人は、自分の標準報酬月額について、当時の事業所での標準報酬月額の記録と実際にもらっていた給与額とは相違していない旨の供述をしている。

さらに、株式会社Oは、既に倒産しており、当時の事業主及び取締役全員が、所在地不明のために当時の事情について照会することができない。

このほか、申立期間⑩における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

8 申立期間①、②、③、⑤、⑧及び⑩について、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

9 申立期間⑥について、申立人から提出された派遣先の職場写真及び日付(昭和62年\*月\*日)入りの研修時の写真により、期間は特定できないものの、申立人がG株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、G株式会社が初めて社会保険の適用事業所になったのは、昭和62年6月1日であることが確認でき、社会保険の適用事業所となった同年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に、事業所が社会保険に加入する前の時期

の自身の社会保険料控除について照会したところ、国民健康保険に加入していたので社会保険料は控除されていない旨、及び家族の扶養になっているので保険料控除はされていない旨の供述をしている。

また、申立人から同社における2月の給与明細書が提出されているが、適用されている雇用保険料率及び厚生年金保険料率が昭和54年4月から55年9月までの期間の料率であることから、当該給与明細書は、申立期間⑥より前の55年2月に勤務していた他の会社での給与明細書と認められる。

さらに、同社は既に解散し、申立期間⑥当時の事業主も既に死亡しており、他の取締役は所在地不明で照会ができず、唯一照会できた取締役である事業主の妻は、「現在、アパート生活をしており、会社の資料はすべて無いので、何もわからない。」と供述している。

加えて、同社における申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらず、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和62年6月1日から63年2月1日までの期間に申立人の記録は見当たらず、健康保険証の番号は連番で欠番の無いことが確認できる。

このほか、申立期間⑥における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

10 申立期間⑦について、申立人から提出されたK株式会社における仕事で制作した資料等及び同僚が部長職であることを記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立期間⑦当時、申立人と同じ玩具の企画開発をしていた同僚の一人から、「自分が在職時に、社長が、社長の個人会社であるSの社員の給与を、K株式会社に付け替えていたと聞いたことがあり、名前は忘れたが、申立人と同じ年頃の男性社員が社長の会社で部長職だったことを記憶している。当時、その人とは面識があった。」との供述をしており、かつ、K株式会社における申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらないことから、同社での雇用関係は確認できない。

また、申立人から同社における12月から2月までの給与明細書が提出されているが、適用されている雇用保険料率及び厚生年金保険料率の時期的なもの、及び2月に控除されている健康保険料がそれまでより減額され厚生年金保険料が増額されていることから、当該給与明細書は、申立期間⑦より後の平成元年12月から2年2月まで勤務していた他の会社での給与明細書と認められる。

さらに、同社は既に解散しており、申立期間⑦当時の事業主は、「会社の設立から約2年間社長をしていたが、その後に罷免されてからは会社には一切関与していないので、当時の記録は無く、不明である。また、申立人については、覚えていない。」と供述しており、その後の代表取締役及び他の取締役

は、所在地不明で照会できない。

加えて、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和63年2月以後の期間に申立人の記録は見当たらず、健康保険証の番号は連番で欠番の無いことが確認できる。

このほか、申立期間⑦における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

- 11 申立期間⑨について、申立人から提出された株式会社Nにおいて作成された日付（平成2年\*月\*日）入りの企画書等の資料により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

また、事業主からは、「仕事は大手から委託されたデザイン開発で秘密漏洩防止の問題があったので、臨時やアルバイトは使っておらず、社員は全員が正社員としていたはずである。」との供述がある。

しかしながら、申立期間⑨当時、同社に在職していた5人全員に照会したところ、回答のあった3人は、申立人のことを覚えていないと供述しており、申立人が氏名を挙げた同僚からの協力は得られず、かつ、同社における申立人の申立期間⑨に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらないことから、勤務の実態は確認できない。

また、申立人から同社における1月から12月までの給与明細書が提出されているが、適用されている雇用保険料率、厚生年金保険料率、厚生年金保険標準報酬月額の上限額の時期的なものを考慮すると、平成5年4月から6年10月までの期間の最高等級の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることから、当該給与明細書は、申立期間より後の5年4月以後に勤務していた他の会社の給与明細書と認められる。

さらに、同社は既に破産しており、事業主は、「会社破産により、当時の関連資料等は一切廃棄したので、申立人に係る届出や保険料控除については不明である。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和52年4月以後の期間に申立人の記録は見当たらず、健康保険証の番号は連番で欠番の無いことが確認できる。

このほか、申立期間⑨における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

- 12 申立期間⑥、⑦及び⑨について、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準報酬月額（平成 18 年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 18 年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、株式会社 A の被保険者期間中の標準報酬月額が誤って記録されていた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、株式会社 A における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 1 月に 19 万円から 36 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

一方、申立人が提出した給与明細書から、申立期間について、平成 18 年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 30 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなるが、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料は、申立期間のすべての月において、報酬月額から算定される標準報酬月額を下回ることから、申立人の標準報酬月額については、平成 18 年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、事業主は、申立人に係る標準報酬月額について、19 万円とする被保険者資格取得届を平成 18 年 7 月 7 日に提出し、19 万円から 36 万円に訂正する旨の被保険者資格取得時報酬訂正届を 21 年 1 月 19 日に提出していたことが、B 社会保険事務所に保管されていた届書により確認できることから、事業主は、当初、標準報酬月額を 19 万円とする届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA所における資格取得日は、昭和35年9月26日、資格喪失日は36年7月26日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月26日から36年7月26日まで

社会保険事務所の記録で、株式会社Bに勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。私は、昭和32年に同社に入社し、38年に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に関連して、社会保険事務所が保管するA所に係る被保険者原票に、申立事業所名（株式会社B）とは異なるが、申立人の氏名及び生年月日が同一で厚生年金保険の記号番号（C、申立人の記号番号はD）の酷似した記録（昭和35年9月26日に被保険者資格を取得、36年7月26日に資格を喪失）が確認できるところ、当該被保険者記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、社会保険事務所が保管するA所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と酷似した記録を含む8人の被保険者記録が確認できるが、申立人の社会保険庁のオンライン記録には同社での記録は無いところ、申立人を除く7人は、同社における被保険者資格を喪失後、引き続き株式会社Bの被保険者として記録されている。

さらに、申立人の申立期間前の株式会社Bの被保険者原票（昭和32年11月

12日に被保険者資格を取得、35年9月26日に資格を喪失)にもA所の被保険者原票と同一の厚生年金保険の記号番号Cが記録されているが、社会保険庁のオンライン記録では厚生年金保険の記号番号はDとされ、申立人の厚生年金保険被保険者の記録として統合されていることが確認できる。

加えて、申立人と酷似する記号番号の厚生年金保険被保険者(C)は、社会保険庁のオンライン記録や、A所の同僚の供述から、A所の被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある人物(申立人)とは別人であることが確認できる。

なお、元事業主は、「A所は労働組合によるスト対策として確保した工場である。製品の製造を続けるため、昭和35年9月から36年7月までの間取引先のA所設備を借り受けBの取締役を事業主とし、申立人等の非組合員を当該事業所に派遣した。」と供述している上、複数の同僚が申立期間において申立人がA所に勤務していたことを供述しており、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が事業主により給与から(今回統合する記録にて確認できる標準報酬月額に基づく)厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の申立人と氏名及び生年月日が同一である者の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、昭和35年9月26日から36年7月26日までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票に記載されている未統合の申立人の記録から1万4,000円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和59年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月30日から同年2月1日まで

A株式会社では昭和59年1月31日まで勤務しており、給与から当該月の厚生年金保険料も控除されていた。同年1月も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る給与支給明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA株式会社に昭和59年1月31日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の代表取締役は、厚生年金保険関係資料を保管していないため、不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（本社。以下「A本社」という。）における資格喪失日、及び同社B店（C出張所。）における資格取得日に係る記録を昭和28年4月16日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を同年3月は2,500円に、同年4月及び同年5月は5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月31日から同年6月1日まで

昭和27年4月から56年12月までは株式会社Aに継続勤務したが、A本社から同社B店に転勤した申立期間の加入記録が無い。転勤前後の期間に勤務の空白はないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人提出の給与に関する辞令により、申立人がA本社及び同社B店に継続して勤務し（昭和28年4月16日にA本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所のA本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年2月の記録から同年3月は2,500円、同じく同社B店に係る同名簿の同年6月の記録から同年4月及び同年5月は5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日は、昭和43年5月13日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月13日から同年5月13日まで

昭和41年4月1日から49年3月17日まで継続してA株式会社及び関連会社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社からC株式会社D工場に転勤した際の43年4月13日から同年5月13日までの1か月が空白期間となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、申立人についての記録を保存しておらず、詳細は不明としているが、一方、同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、C株式会社D工場に在籍出向していることがうかがえる。

また、C株式会社D工場が提出した厚生年金保険被保険者資格取得届及び入社受付簿により、申立人が、昭和43年5月13日に同社へ転籍し、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人と同時期にA株式会社からC株式会社D工場に在籍出向したと供述した同僚二人について、社会保険事務所の記録により確認したところ、申立期間において、A株式会社の被保険者であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

なお、申立人のA株式会社における申立期間の厚生年金保険料については、社会保険庁の記録により既に納付されていることが確認できることから（申立人は昭和43年4月1日にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月13日に資格喪失とされている。）、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録（2万円）については訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成18年8月から19年8月まで28万円に、同年9月から20年4月まで26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月21日から20年5月21日まで  
社会保険庁の記録によると、株式会社Aにおける平成18年8月21日から20年5月21日までの標準報酬月額が11万8,000円となっているが、誤りであると思うので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成18年8月から19年8月までは28万円、同年9月から20年4月までは26万円と記録されていたところ、同年5月1日付けで、18年8月21日にさかのぼって11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び同僚二人についても同様の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理が行われている。

さらに、当該事業所の代表者からは具体的な供述が得られないものの、申立人が所持している給与明細書から訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、平成20年当時当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成20年5月1日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について18年8月21日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月

額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18年8月から19年8月まで28万円に、同年9月から20年4月まで26万円に訂正することが必要であると認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 19 日から 38 年 1 月 9 日まで

私は、最初にA市にあったB株式会社という会社に昭和 31 年 7 月 8 日から 15 か月間勤務したが、実家に近い当時のC町（現D市）の株式会社Eに再就職し、昭和 33 年 2 月 19 日から昭和 38 年 1 月 9 日までの 59 か月間勤務した。

厚生年金保険の受給手続きをした 59 歳になって社会保険事務所で調べてもらったら、申立期間の株式会社E勤務時の厚生年金保険を一時金で受け取ったことになっているが、この脱退手当金を受け取った記憶がまったく無いので納得が出来ない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する株式会社Eの厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されておらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票にも「脱」の表示が確認できない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら脱退手当金受給前の 2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を辞めた後もいろいろな仕事を経験したくて就職先を探していたとしているところ、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の適用事業所に再就職し厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支社における資格取得日は、昭和25年6月1日、資格喪失日は同年12月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年6月は6,000円、同年7月から同年11月までは5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年9月30日まで  
② 昭和25年6月2日から同年12月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。申立期間①については、D局でEとして勤務していた。また、申立期間②については、A株式会社に勤務した後に同社C支社へ転勤し、Eをしていた。厚生年金保険の加入期間がもれているので、当該期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和25年12月30日までの期間については、事業主が申立人の資格取得日を25年6月1日、資格喪失日を同年12月30日と社会保険事務所に届け出ていることが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できたことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を昭和25年6月1日及び同年12月30日とすることが必要である。

また、当該名簿から、昭和25年6月の標準報酬月額は6,000円、同年7月から同年11月までの標準報酬月額は5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚については所在が不明であるため供述を得ることができない上、申立人が申立期間において厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

なお、D局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年4月27日からであることから、申立人がそれ以前に被保険者資格を取得したとは考え難い。

また、Fの加入期間との関連から、恩給記録についてG課へ照会したが、「申立人は、当時の年齢から判断しても、恩給法の適用外である。」との回答であった。

さらに、EということでH年金基金にも照会したが、該当無しとのことであった。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支店における資格取得日は、昭和26年4月10日、資格喪失日は27年2月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月19日から27年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A株式会社（本社）から同社B支店へ転勤したが、この期間が欠落していることが分かった。継続して勤務したので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和27年2月25日までの期間については、事業主が申立人の資格取得日を26年4月10日、資格喪失日を27年2月25日と社会保険事務所に届け出ていることが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できたことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失日の記録を26年4月10日及び27年2月25日とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和26年4月から27年1月までの標準報酬月額は今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円（申立期間の標準報酬月額の最高等級）とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年2月25日から同年4月1日までの期間については、A株式会社の後継事業所であるC株式会社に照会したが、同社は「D株式会社のOBということで定年者名簿は送付しているが、人事記録等は無く、在籍証明書も無理である。」としている上、当時の事業主は既に亡くなっており、供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社B支店に勤務した当時の同僚からは、申立人が勤務した確かな供述が得られず、また、申立人は、同年2月から3月までの厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このため、当該期間については、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月8日から39年1月1日まで

A株式会社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和38年12月8日に同社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、39年1月1日に同社C支店で取得となっており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務しているため申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA株式会社より提出された異動日の確認できる人事記録から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し(昭和38年12月10日にA株式会社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における社会保険庁の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市から保険料納付についての知らせがあり、父親に頼んでまとめて納付してもらった記憶がある。また、国民年金手帳の発行日も書き換えられた形跡があり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその父親に頼んで一括で納付してもらったはずであり、その時期は国民年金に加入してから1年から2年後くらいであったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年9月の時点から起算すると、その時期は第2回特例納付の時期に当たると推測できるものの、申立期間の保険料の納付をしたとする父親は既に他界しており、かつ、申立人自身は申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日に書き直された形跡が見られるが、同手帳に記載された国民年金被保険者資格取得日等の記載事項に他の関係記録との不整合等はみられず、行政側の記録管理に誤りはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が結婚と同時にA区役所B庁舎へ行き、夫婦二人分の国民年金に加入し、その後保険料の納付をしているはずなので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻がA区役所B庁舎で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和60年度であり、その時点では、申立期間は保険料を時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、その妻からさかのぼって納付したとする具体的な申述が得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が結婚と同時にA区役所B庁舎へ行き、夫婦二人分の国民年金に加入し、その後保険料の納付をしているはずなので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A区役所B庁舎で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和60年度であり、その時点では、申立期間は保険料を時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したとする具体的な申述が得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年3月まで  
平成11年5月ころ、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月ころ、自分で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、A市（現在は、B市）の年金データベースによると、申立人の国民年金加入手続は15年5月16日に行われ、同日、適用漏れであった申立期間の国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、平成11年3月ころに自宅に届いた申立期間に係る納付書を用いて納付したとしているところ、同納付書を用いて納付した場合、10年1月から同年3月までは過年度保険料、10年4月から11年3月までは現年度保険料となるが、C社会保険事務局では、同時期、現年度保険料の収納は自治体が、過年度保険料の収納は社会保険庁が行っており、過年度保険料と現年度保険料の納付勧奨を社会保険庁がまとめて行ったとは考え難いとしており、B市でも、過年度保険料と現年度保険料の納付書をまとめて作成したことはないと思うとしている。

なお、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録（勧奨関連情報）によると、平成10年1月24日に勧奨事象発生、12年2月21日に勧奨関連対象者一覧作成との記載があり、申立人が国民年金保険料を納付したとする11年5月以降も滞納保険料があった可能性を否定できない。

さらに、申立人の平成11年分給与所得の源泉徴収票に記載の「社会保険料等の額」は、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせるものとはなっていない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月

私が20歳になったときは大学生だったため、両親が国民年金の加入手続きを行い、学生のための国民年金保険料も両親が納付していたが、学校卒業後は自分で保険料の納付を行ってきた。申立期間が未納期間であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業し就職してからは自分で国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が所持する申立期間に係る領収済通知書には領収印が<sup>あいまい</sup>無い上、申立期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、保険料相当額の口座振替記録等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和47年9月5日ころにA市役所B課で国民年金の加入手続を行い、未納国民年金保険料の全額1万3,550円を納付した。その時に受け取った領収のメモ書はなくしたが市役所職員から今回の支払分で年額5,500円増えることになるとの説明を受けた。さかのぼって支払った記憶は確かなため未納期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②について、申立人は、国民年金手帳記号番号払出日の昭和47年9月ころに、それまでの未納保険料をさかのぼって全額納付したと主張するが、払出時点では、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は時効により保険料が納付できない上、別の手帳記号番号を払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ別個の未納期間として申し立てているが、申立期間が別個になっているのは、平成12年3月14日に社会保険庁により行われた昭和44年4月から45年3月までの厚生年金保険被保険者期間の記録の追加によるものであり、それ以前は、申立期間①の始期から申立期間②の終期までの53か月は一連の未納期間であり、申立人の申立内容とは相違する。

さらに、社会保険庁の記録では申立人が加入手続時に納付した金額から、その増加する年金額を推定すると5,760円となり、申立人が記憶している年金増加額5,500円にほぼ一致しているところ、申立人が納付したと主張する1万3,550円は時効により納付できない部分を含むが、同額を納付した場合の年金増加額は9,920円となる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和48年から49年までの間にA区役所から請求書が来たので数回に分けて1回につき1万円から2万円を支払った記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年から49年までの間に数回に分けて1万円から2万円を支払った記憶があるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年2月28日に払い出されていることから、国民年金の加入手続は50年2月ころに行ったと考えられ、加入手続後の50年から51年に過年度納付などをした記憶と混同している可能性がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると、申立期間のうち昭和48年1月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月、同年12月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月  
② 平成3年12月及び4年1月

会社を退職した平成3年2月に父親と二人でA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行うとともに3年2月の保険料を納付した。また、平成3年12月及び4年1月分については、私がA市役所で国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはその父親と二人で、申立期間②については自分自身で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年3月16日から同年4月28日までの間に払い出されたことが確認でき、払出日からすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 4 月まで

私は、申立期間当時、A区B地に住んでいた。当時、国民健康保険の加入手続をA区役所のC出張所で行ったとき、係員に国民年金加入を勧められ、その時か又はその後一括で国民年金保険料を区役所で支払った記憶がある。年金手帳及び領収書はいらないと思い処分したが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時住んでいたA区B地の近くのA区役所C出張所で、国民健康保険加入手続時に国民年金加入を勧められ、国民健康保険と同時に加入手続を行い、その時又は後日に一括で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したときの記憶は曖昧である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立事案の口頭陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況について、当初の申立以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 13 日から同年 4 月 10 日まで  
② 昭和 46 年 9 月 22 日から 49 年 4 月ごろまで

A株式会社（現在は、B株式会社）C営業所に昭和 45 年 2 月 21 日から 49 年 4 月ごろまで継続して勤務した。申立期間も厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している同僚一人から、申立人はA株式会社に期間は明確に記憶していないものの申立期間当時約4年から5年継続して同社C営業所に営業職で勤務し成績も優秀だったとの供述が得られた。

しかし、事業主から提出のあった社内管理資料である健康保険台帳から、申立人は、昭和 45 年 2 月 21 日から 46 年 2 月 13 日まではC営業所に、46 年 4 月 10 日から同年 9 月 22 日まではD営業所に所属していることが確認できる上、同台帳の備考欄に、C営業所の健康保険の資格喪失日は 46 年 2 月 13 日、D営業所の同資格喪失日は 46 年 9 月 22 日と付記されている。

また、雇用保険のA株式会社における被保険者記録（①昭和 45 年 2 月 21 日取得から 46 年 2 月 12 日離職まで、②46 年 4 月 10 日取得から同年 9 月 21 日離職まで）は、社会保険事務所に記録のある厚生年金保険被保険者期間と一致する。

さらに、事業主は、正社員であっても、営業成績が基準を満たさなくなった場合には準販売員・委託販売となり、厚生年金保険が未加入となると供述している。これは、複数の同僚からも同じ主旨の供述がある。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 26 日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額は、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う額になっていない。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるところ、事業所照会に対する回答によれば、株式会社Aの厚生年金保険料の控除方式は翌月控除であり、給与明細書及び社会保険庁の記録によれば、次のことが確認できる。

平成 15 年 4 月から 16 年 2 月までの月額保険料並びに 15 年 8 月及び同年 12 月の賞与に係る保険料は、厚生年金保険料率の改定に伴い、同年 4 月 1 日から適用される保険料率 (1,000 分の 135.80) を用いて計算すべきところ、誤って従前の保険料率 (1,000 分の 173.50) を用いて計算されている。

また、申立期間については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬額と申立人の報酬月額 (給与支給額) に見合う標準報酬額とを比較すると、報酬月額 (給与支給額) に見合う標準報酬額の方が低く、かつ、その額は社会保険事務所の記録における標準報酬

酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成 15 年 4 月から 16 年 2 月までの標準報酬月額は 34 万円、15 年 8 月及び同年 12 月の標準賞与額は 30 万円であり、当該額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
A 株式会社において、平成 5 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までの標準報酬月額が、15 万円に減額されたことについては知らされていない。  
申立期間の標準報酬月額を 20 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する A 株式会社のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 20 万円から 15 万円に減額されており、また、当該事業所の二人の従業員の標準報酬月額は、それぞれ 40 万円から 20 万円に、15 万円から 8 万円に減額されているが、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、二人の同僚は申立期間当時、「支給されていた給料について、はっきり覚えていないが、自分についての給与額と社会保険庁の記録に違いは無い。」旨を供述しているほか、A 株式会社に係る社会保険庁のオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、事業主は厚生年金保険の事務手続は「社会保険労務士に委託していた。」と供述しているが、当該社会保険労務士からは、A 株式会社の厚生年金保険等の書類は既に 10 年以上経過しているため保存していないとの回答がある上、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実

を確認できる給与明細書、源泉徴収票等はなく、申立人の主張を確認できない。

このほか、申立人の雇用保険の被保険者記録もなく、社会保険庁のオンライン記録では、A株式会社は平成6年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当該事業所における申立期間当時の賃金台帳等の資料の保管はなく、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。
- 2 また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで  
② 平成 5 年 3 月 1 日から 6 年 6 月 30 日まで

社会保険庁の記録によると、株式会社Aの被保険者であった期間のうち、申立期間①及び②について、標準報酬月額が8万円と記録されている。当時の給与は月額50万円であったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、株式会社Aにおける平成4年3月から5年2月までの標準報酬月額が、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6年6月30日）の後の6年9月6日付けで、当該期間のすべてについて、遡<sup>そきゆう</sup>及して8万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、同社に係る商業登記簿謄本から、当時同社の代表取締役であったことが確認できる上、「代表印は私が持っていた。」、また、「訂正処理がなされた平成6年9月ごろは、会社の経営状態は余り良好ではなかった。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険の手続は自社の経理担当者が行っていた」としているが、最後まで同社の被保険者であった唯一の従業員は、

厚生年金保険の被保険者の資格を平成6年6月30日に喪失している上、事業主の都合により同日付けで離職し離職票が交付されていること、及び同社の雇用保険の廃止日が同日付けであることが雇用保険の記録により確認できることから、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の2か月前に退職した当該従業員が、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の手続を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額<sup>標準報酬月額</sup>の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額<sup>標準報酬月額</sup>の記録に係る訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、株式会社Aにおける平成5年3月から同年9月までの標準報酬月額は、同年3月からおおむね5か月後である同年8月6日付けで50万円から8万円に随時改定され、また、同年10月から6年5月までの標準報酬月額は、5年8月13日付けで従前と同額の8万円に事業主の算定基礎届に基づき定時決定されていることが確認できる。

しかしながら、いずれの改定及び決定についても、申立人が同社の代表取締役であり、かつ、厚生年金保険の被保険者であった期間に行われている。

また、申立人は、「代表印は私が持っていた。」と供述していることから、代表取締役である申立人が関与せずに、標準報酬月額<sup>標準報酬月額</sup>の改定及び決定が行われたとは考え難い。

さらに、当該改定及び決定について、当該処理が行われた後に、さかのぼって訂正処理が行われた記録等も無く、社会保険事務所において不合理な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほかに、申立人の申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額<sup>標準報酬月額</sup>に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

A株式会社で勤務している期間のうち、誤った標準報酬月額で社会保険料が控除されている期間があった。勤務先で標準報酬月額の修正手続きをしてもらったが、時効の都合で、平成18年9月から同年11月までの標準報酬月額は修正されなかった。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A株式会社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、47万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年2月に、事業主の届出により47万円から62万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（47万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、申立人から提出された給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は47万円であり、社会保険庁のオンラインに記録されていた標準報酬月額と一致する。

また、事業主からも、申立期間については、標準報酬月額47万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除した旨の回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 6 月 1 日まで  
申立期間当時、A株式会社（現在は、株式会社B）C支店のD出張所に勤務し、健康保険の被保険者証を持ち、給与から厚生年金保険料が引かれていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する申立人に係るE記録（名前及び入社日の記載あり）、同社からの回答、複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同社に係る健康保険組合（現在は、F健康保険組合）から、申立人の健康保険の被保険者の資格取得日は、昭和 61 年 6 月 1 日であるとの回答があり、申立人の同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日である 61 年 6 月 1 日と一致する。

また、厚生年金保険の取扱いについて、当時、同社のD出張所の社会保険の手続を担当していた者に確認したところ、「G職で採用された場合は、最初からは社会保険に加入しなかった」と供述しており、また、当時の給与計算の担当者や他の同僚からも、「G職は、雇用保険に加入しても、社会保険には加入せず、厚生年金保険料を控除していなかったと思う」との供述がある上、申立人も当時は、「正規の職員ではないという認識があった」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年ごろから平成元年ごろまで

A 社会保険事務所で厚生年金保険の期間照会の回答をいただいたが、自分の記憶と違っているため年金記録確認地方第三者委員会へ再調査を依頼した。自分の記憶では、B 株式会社に昭和 50 年ごろから平成元年ごろまで、土工として間違いなく建設現場で働いており、保険料も控除されていたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、平成元年 3 月 1 日に B 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっているが、申立人はそれ以前から当該事業所に勤務し、被保険者であったと申し立てている。

しかし、B 株式会社は、申立人が同社に勤務したことを確認できる申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保有していないことなどから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、申立期間当時の同社における雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間に係る記録は無く、資格取得日は社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日と同日であることが確認できた。

さらに、申立人は、当該事業所で土工として建設現場で働いていたが当時の同僚の氏名は記憶が無いとしており、申立人が唯一記憶しているとする上司に申立人の申立期間における勤務実態を照会したが、回答はなかったため、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者であることが確認でき

る複数の従業員に連絡したところ、連絡のとれた二人の同僚のうち申立人を記憶している現場監督は、「申立人は食事付き、宿付きで賃金をもらう10日契約ではないか。当時の当該事業所は正社員と契約社員を線引きしていた。契約社員（10日契約、日払い契約）である者は社会保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、ほかの一人は、「現場での作業員はとて多く、申立人をはっきり記憶していないが、10日働けば宿と飯がもらえる、食いのいくらと呼ばれていた働き方があった。」と供述していることから、再度、B株式会社に当時の契約社員の勤務形態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、当該事業所は当時の資料は保管していないため不明との回答であった。

また、申立人は給与明細書等の保険料の控除を確認できる資料等の保管は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及び申立内容並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 31 日から 44 年 2 月 1 日まで  
社会保険事務所で確認したところ、昭和 42 年 5 月 31 日から 44 年 2 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であったが、株式会社 A に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、この期間を被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に営業担当として株式会社 A に勤務していたと供述していることから、当時の同僚に申立人の勤務の状況について照会したところ、申立人と同じ営業担当であった同僚 1 人から、「申立人は、営業について 1 年間くらい勤務していた。」との供述があった。また、連絡がとれた 5 人の同僚のうち回答があった 3 人の中で、営業事務を担当していた 2 人の事務員は、「当時の営業担当は 4 人であった。」とし、その名前を正確に供述しているが申立人の名前は覚えておらず、そのうち 1 人は、「営業担当は 4 人いたが、ほかに 1 年弱勤務していた営業の見習いがいた。」と供述しており、かつ、営業担当の同僚 1 人は、「名前も勤務した期間も覚えていないが営業について仕事を教わっていた者がいた。」と供述していることから、当時営業担当は 4 人であり、上記の営業見習いが申立人であると考えられる。このことから、申立人が、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、同社で営業見習いとして勤務していたことは推認できる。

一方、株式会社 A の複数の同僚から、厚生年金保険の手続に関しては「社長が担当していた。」との供述があるが、当時の事業主は、昭和 42 年 2 月 5 日以前に事故に遭い数か月入院しており、この間の厚生年金保険

の手続に関しては誰が担当していたか不明である。

また、株式会社Aは昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、商業登記簿謄本により申立期間に取締役であったことが確認でき連絡先の特定できた 2 人の役員も既に死亡していることから、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、1 人の同僚は、「昭和 43 年 10 月に株式会社Aは倒産したが、そのしばらく前から資金繰りが悪化しており、厚生年金保険料の滞納分の支払のため同社の役員と手形を持って社会保険事務所に行ったことがある。」と供述している上、複数の同僚は、元事業主が事故により数か月入院しその間に経営が悪化したと供述しており、事故は 42 年 2 月 5 日より前であったことから、申立人が同社に入社したと主張する 42 年 6 月には、既に経営状態が悪化していたものと推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

なお、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 21 日まで

② 昭和 31 年 5 月 21 日から 38 年 3 月 2 日まで

株式会社A（現在は、B株式会社）には 15 歳で就職したが、住み込みで社長一家の女中までさせられた。給料は月々500 円を渡されただけで、結婚のために退職した 23 歳まで苦労を強いられた。当時は厚生年金保険の制度も知らなかったので、脱退手当金の請求はしていない。また、勤め始めたのは昭和 30 年 4 月なのに、31 年 5 月からの記録しかないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、中学校を卒業した昭和 30 年 4 月 1 日に株式会社Aに就職したと主張している。

しかしながら、申立事業所は、申立てどおりの勤務実態、厚生年金保険の資格取得、保険料の納付等については当時の経営者が亡くなり不明と回答している。

また、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日はいずれも昭和 31 年 5 月 21 日であることが確認できる上、申立期間①において申立人の氏名は見当たらず、同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は昭和 31 年 5 月 21 日に払い出されており、当該事業所に勤務していた申立人の夫も入社から 1 年 7 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得するなど、同社が社会保険を適用する際に入社後一定の期間を経た後に加入手続を行っていた可能性がある。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していた事業所の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月 2 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、1 人を除き資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給記録が確認できることから、事業主の代理請求について同僚照会をしたところ大部分の者が不明と回答しているが、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の金額を算出したとみられる「自 31.5.21 至 32.9.30 17 月 63,000 円」との記載があり、旧台帳で管理する厚生年金保険被保険者記録を回答した際に押印する「38.5.27 回答済」の印があることが確認できる。

さらに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 6 月 29 日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年ごろから 34 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 39 年 4 月 27 日まで  
③ 昭和 39 年 4 月 27 日から 42 年 6 月ごろまで

平成 20 年 9 月ごろ、社会保険事務所から送られてきた年金記録を見てA有限会社への入社と退職の時期が違うことを知った。私は昭和 33 年から妊娠のため退職する 42 年 6 月ごろまで同社に勤務していたので申立期間①及び③について被保険者であったことを認めてほしい。

また、脱退手当金の支給記録があるがもらっていない。申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA有限会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人は確かに姉妹で勤務していたが、当時の資料が無いため申立人に関する届出、保険料控除及び保険料納付に関しては不明。」としている。

また、申立期間①について、「初めは辞める人も多かったから社会保険に入れてもらえなかった。試用期間もあった。」とする同僚の供述や、厚生年金保険の被保険者になる前から入社していたと供述する同僚が複数いるなど、当該事業所においては、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間③について、社会保険事務所が保管するA有限会社の厚生年金保険被保険者原票では、申立人に係る資格喪失届を昭和39年6月22日に処理したことが確認できる。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人の夫は、昭和42年2月13日に、株式会社Bで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は42年3月1日に申立人の夫の被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間①及び③に係るA有限会社の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を調査したものの、申立人が当該期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険番号の欠番も無い。

このほか、申立期間①及び③の雇用保険記録が確認できない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、同原票に「脱」表示がある者全員に、脱退手当金の支給記録があることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

また、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が勤務していたA有限会社において昭和37年2月から41年12月までに資格を喪失した女性17人を抽出し、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め8人に脱退手当金の支給記録がある上、8人全員の厚生年金保険被保険者原票に「脱」表示が確認できる。

なお、同僚照会では、回答のあった8人中2人が「代理請求を行っていない」としているほか、6人は「記憶にない」または「不明」と回答しており、代理請求が行われていたか否かについて確証を得るまでには至らなかった。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
(A株式会社)  
② 昭和 30 年 5 月 25 日から同年 6 月 1 日まで  
(B会社)

昭和 59 年 3 月に長男と給与明細書を持参して社会保険事務所で年金記録を確認したところ、2か所の記録漏れが見つかり訂正するとのことだった。翌 60 年 2 月に長女と再度社会保険事務所で年金記録を確認したところ、きちんと訂正されているとの回答であった。その後、平成 20 年 8 月に長女の夫が自らの年金受給に際し、私の年金記録を確認したところ、記録が訂正されていなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立人が提出した「老齢年金 年金見込額照会回答票」により、申立期間に申立事業所に在籍していたと主張しているが、同回答票は回答票作成時点での実際の記録に、本人の申出に基づき記録を追加して作成したもの(見込みに基づく試算)であることが、同じく申立人が提出した「老齢年金 年金見込額試算記録票」で確認できる。

このため、申立期間①について、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人は昭和 22 年 8 月 1 日に資格取得し、23 年 7 月 1 日に資格喪失している上、申立てどおり在籍していれば同年 8 月 1 日の標準報酬等級の記載がある



べきところ（23年7月の法改正により、同年8月1日に被保険者であった者全員に新たに標準報酬月額の設定が行われている。）、当該記載が無いことが確認できる。

また、事業主に申立人の勤務状況について照会を行ったが、当時の人事記録等の資料が無いため確認できないと回答しており、雇用保険の被保険者記録も制度発足前のため無い。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管するB会社の事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和30年6月1日に資格取得している上、同じく社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿では、同年6月1日の払出が確認できることから、被保険者資格を取得したのは同年6月1日と考えるのが妥当である。また、雇用保険の被保険者記録は資格取得日が同年6月9日となっているが、B会社は現存しないため、業務を引き継いだC会社に照会したところ、人事情報を引き継いでなく資格取得日は不明と回答している。

加えて、当時被保険者であった同僚6人に照会したところ、二人から回答があったが、両人とも入社日から被保険者資格の取得日まで9日間の差があることが確認できた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 6 月 8 日から 3 年 11 月 1 日まで  
(株式会社 A)  
② 平成 4 年 2 月 28 日から同年 6 月 16 日まで  
(株式会社 B)  
③ 平成 4 年 10 月 22 日から 6 年 12 月 30 日まで  
(C 株式会社)

平成元年 9 月から株式会社 A に入社し、その後、6 年 12 月 30 日に C 株式会社を退職するまで、人事異動によりグループ会社で勤務が続けたが、申立期間の年金記録が欠落している。この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のグループ会社での在籍状況については、申立人と同時期にグループ会社に勤務した同僚の供述により、グループ会社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①について社会保険庁のオンライン記録から、健康保険証は株式会社 A に対し平成元年 10 月 11 日に交付され、2 年 6 月 8 日に回収されていることが確認できる。一方、申立人は、国民健康保険の資格を同年 6 月 8 日に取得し 3 年 11 月 2 日に喪失していることが確認でき、国民年金についても資格を 2 年 6 月に取得していることから、申立人は厚生年金保険に加入していないことを認識していたものとするのが妥当である。

また、申立期間②については、申立人は、株式会社 B が平成 4 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのと同時期の、同年 2

月に申立期間①と同様に国民年金の資格を再取得しており、健康保険証は株式会社Bに4年1月22日に交付され、同年7月13日に回収されていることが確認できる。

さらに、申立期間③については、健康保険証は株式会社Dに平成4年7月27日に交付され、資格を喪失した日から約3週間後の同年11月10日に回収されている上、申立人は国民年金の資格を同年10月に再取得していることから、申立期間③についても厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと考えるのが妥当である。

加えて、申立事業所の株式会社A、C株式会社及び株式会社Bそれぞれの元事業主に照会したが、株式会社Aの元事業主から「申立人の申立てどおりの届出及び保険料の控除と納付を行っていたかについては、資料が無く不明。」との回答を得たものの、他の2社の元事業主からは回答が無く、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
社会保険庁からのねんきん特別便により、私の厚生年金保険加入記録のうち、株式会社Aに勤務した昭和 30 年 4 月から同年 8 月までの厚生年金保険加入記録が無いことが判明した。同年はBが開かれた年であり、私は同年 4 月にCとして株式会社Aに採用され、同年 8 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 30 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、当時、申立人と同時期に勤務していた同僚 1 人が、申立人は申立期間に同社に勤務していたとしていることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、当時の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る資料は現存していないことから申立人が勤務していたか否かについては不明としている。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が無く、健康保険番号に欠番は無い上、申立人が同時期に勤務していたとしている同僚 10 人のうち 7 人が健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、事業主は、株式会社Aにおける試用期間の有無については不明としているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録があり、申立人が同僚だったとしている 1 人は、申立人と同時期の昭和 30 年 4 月に

採用され5か月後の同年9月に被保険者資格を取得したとしており、ほかの同僚4人についても採用後、それぞれ4か月、6か月、8か月及び12か月後に被保険者資格を取得したとしていることから、事業主は、当時、一部の従業員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続をせずに、相当期間の試用期間を設けていたことが推認できる。

なお、試用期間における厚生年金保険料の控除については、同僚の1人は、記憶が無くすべて不明とし、もう1人の同僚は、厚生年金保険加入について事業主から説明があったとしているものの、厚生年金保険料が被保険者資格取得後から控除されたか否かについては不明としており、試用期間に厚生年金保険料が控除されていたという供述は得られなかった。

加えて、事業主は、申立人の厚生年金保険料を控除していたか否かについては当時の資料が現存していないことから不明としており、同僚からも厚生年金保険料が控除されていたとする供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所の調査で、株式会社Aに代表取締役として勤務した期間のうち、平成 8 年 3 月から同年 12 月までの標準報酬月額が、50 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが分かった。標準報酬月額の記録を訂正前の月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、株式会社Aは平成 8 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日以降の 9 年 1 月 20 日に、8 年 3 月から同年 12 月までの期間について 50 万円から 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役（平成 9 年 1 月 7 日清算人登記）であったことが、閉鎖登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、当初、「社会保険関連業務は、税理士か配偶者に任せていた。自分は覚えが無い。」と述べ、標準報酬月額の減額訂正に関与していないと主張していたが、当該税理士は、「年金業務は行っていない。」と供述している。

さらに、その後申立人は、「申立期間当時、会社の経営が成り立たないため、専門会社に相談し株式会社Aを任意整理により清算することとした。」と同社の厳しい経営状況を認め、清算業務については「専門会社に依頼した。」とするが、当該専門会社は、「依頼は受けていない。」と社会保険手続を含め関与を否定していることから、申立期間に

係る平成9年1月20日付けの減額訂正処理が、申立人の一切の関与も無しに行われたものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役（平成9年1月20日付け処理が行われた当時は同社の清算人）である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額を減額処理に関与しながら当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所により、A 株式会社における標準報酬月額が平成 8 年 4 月 22 日に 7 年 1 月にさかのぼって 59 万円から 30 万円に減額訂正されている。申立期間の標準報酬月額を訂正前の金額に戻してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社における申立人の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 8 年 3 月 31 日より後である同年 4 月 22 日に 7 年 10 月の定時決定を取消し、同年 1 月にさかのぼって 59 万円から 30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、厚生年金保険料の滞納は無く、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理については知らなかったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する平成 7 年度滞納処分票によると、A 株式会社には 7 年 6 月分、同年 7 月分及び同年 10 月分から 8 年 2 月分までの滞納保険料があり、そのうち 7 年 11 月から 8 年 2 月までの分は上記の遡及訂正処理後の同年 5 月 20 日に徴収決定取消されていることが確認できる上、同事務所が保管する不納欠損関係書類によると、7 年 6 月分、同年 7 月分及び同年 10 月分が、15 年 3 月 18 日に不納欠損処理されており、また、事業主が 7 年 9 月から 8 年 4 月までの間に、複数回社会保険事務所と滞納保険料の処理について相談し、同年 4 月 16 日に健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届が受理されていることが確認できる。

上記の事実及びほかに申立人の主張を裏付ける資料等が見当たらないこ



とから、A株式会社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正について関与していなかったとは判断できない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務として行われた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月28日から13年7月20日まで

有限会社Aに平成9年3月28日から13年7月20日まで勤務したが、給与明細書に記載されているとおり、実際に受けていた給与と厚生年金保険記録の標準報酬月額が大幅に相違している。給与明細書の通りの標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき標準報酬を改定又は決定し、これに基づき保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことに対して、申立人は、有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、申立期間のうち、平成9年3月から10年9月までの期間については、申立人が保管する給与支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも社会保険庁の標準報酬月額の記録より高額であるものの、事業主が給与から控除している厚生年金保険料額は社会保険庁の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成10年10月から13年6月までについては、保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、事業主は、賃金台帳等の資料は保管しておらず、当時の担当者も退職後に死亡しているため詳細は分からないが、社会保険庁の記録と

おりの届出であり、保険料も届け出ていた標準報酬月額に基づいて控除していたはずと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月15日まで

私は、A株式会社（現在は、株式会社B）C工場に昭和19年4月1日から20年4月15日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険法（昭和17年1月1日制定、保険料徴収は同年6月から実施）は、男子労働者（一般職員を除く）を被保険者対象としており、厚生年金保険法（19年6月1日名称変更、保険料徴収は同年10月から実施）においてはじめて一般職員及び女子に適用対象が拡大されている。

申立人は、申立期間において、A株式会社C工場に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間に当該事業所に勤務していた同僚からは、申立人が同事業所に勤務していたとの供述は得られなかった。

また、事業主は、申立期間当時の人事記録等は保管していないため、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除が不明であると供述している上、D保険組合は申立人の加入記録は保存されていないため確認できないと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、申立人が同僚とする者の被保険者記録も確認できない。

なお、上司であったとする者と同一の氏名は把握できたものの、住所

は不明であるため、照会ができないことから、上司であるとの特定ができなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 30 日から 47 年 6 月 5 日まで  
② 昭和 47 年 11 月 21 日から 49 年 12 月 2 日まで  
③ 昭和 50 年 10 月から 52 年 9 月まで

上記申立期間①、②又は③のころにA地にあった株式会社BのCでDとして勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、上記申立期間①から③までのうちどれかの期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

また、上記申立期間②又は③のころにE地に本社があった株式会社FのG地の事業所で勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、上記申立期間②又は③のうちどちらかの期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

さらに、上記申立期間③のころにH地にあった株式会社Iで勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、上記申立期間③を被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 元事業主及び申立人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Bの業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、元事業主は「株式会社Bの倒産時に、すべての資料は当時の取引銀行に提出してしまったため、申立内容を確認することはできない。」としており、当該取引銀行からも「資料は保管されていない。」との回答があり、かつ、所在を確認できた同社の被保険者35人に対し照会を行ったが、申立人の就労形態は不明であり、厚生年

金保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

また、株式会社Bが加入していたJ年金基金に照会したが、申立人の申立期間①、②及び③に係る同社での被保険者記録は確認できず、同社が加入していたK保険組合にも照会したが、申立人の当該期間に係る同社での被保険者記録は確認できなかった。

さらに、雇用保険の記録も調査したが、申立人の当該期間に係る株式会社Bでの被保険者記録は確認できなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Bの被保険者名簿には、当該期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

このほか、当該事業所において申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

- 2 株式会社Fの現事業主は「社内名簿に申立人の名前は無く、在籍していたことを確認できなかった。」と供述しており、かつ、所在を確認できた同社の被保険者 29 人に対し照会を行ったが、申立人の同社における勤務の有無及び就労形態は不明であり、厚生年金保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

また、株式会社Fが加入していたL年金基金に照会したが、申立人の申立期間②及び③における同社での被保険者記録は確認できず、M保険組合にも照会したが、申立人の当該期間に係る同社での被保険者記録は確認できなかった。

さらに、雇用保険の記録を調査したが、申立人の当該期間に係る株式会社Fでの被保険者記録は確認できなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Fの被保険者名簿には、当該期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

このほか、当該事業所において申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

- 3 登記簿上の住所が同一であり、かつ、事業主が同一人物であることが確認できる株式会社Nの回答及び申立人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Iで就労していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、株式会社Iは厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、株式会社 I の当時の代表者の妻からは、「株式会社 N の一つのブランドとして O 地に夫を代表として株式会社 I を設立したが、夫も他界し 20 年が経ち、資料も無いために当時のことは不明である。」と供述しており、申立人の就労形態を確認することができない。

さらに、株式会社 I の関連会社である P 市所在の株式会社 N からは、「決算データ等によると、株式会社 I は社会保険の適用を受けていなかったと考えられる。」旨の回答があった。

加えて、株式会社 I の代表者及びその妻も、申立期間③における厚生年金保険の記録が確認できない上、社会保険事務所が保管する株式会社 N の被保険者名簿には申立期間③において、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

なお、株式会社 N が加入する Q 年金基金及び R 保険組合に照会したが、申立人の申立期間③に係る被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立事業所において厚生年金保険の被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月1日から平成2年7月1日まで  
申立期間は、A株式会社（現在は、B社）に勤務していたが、同社は昭和59年3月1日に従前勤務していた親会社のC株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際に、C株式会社から厚生年金保険等の事務の移管を受けており、同社でも引き続いて厚生年金保険に加入していたはずである。同社の元取締役からも従前勤務していた親会社のC株式会社に引き続いて厚生年金保険に加入していたと聞いている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人は、A株式会社の代表取締役として同社が設立された昭和56年1月27日から平成21年9月25日現在まで、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所索引簿に事業所名が記載されておらず、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が従前勤務していた親会社のC株式会社に引き続いて同社で厚生年金保険に加入していたと聞いたとする当該元取締役は、社会保険庁の記録により同社に勤務していながら、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和59年3月1日後の同月14日付けで国民年金被保険者資格を取得し、平成2年7月1日まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、企業がその経営成績及び財政状態などを明らかにするために作成する財務諸表の損益計算書では、社会保険料の事業主負担分は、法定福利費又は福利厚生費に計上されるのが通常であるが、申立人が提出した

A株式会社の昭和 60 事業年度から平成 2 事業年度（事業年度は 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで）の法人税確定申告書に添付された損益計算書を見ると、62 事業年度には 498 円の福利厚生費が記載・計上されているが、他の事業年度には法定福利費及び福利厚生費が記載・計上されておらず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から同年12月6日まで  
② 昭和24年1月7日から同年5月11日まで  
③ 昭和24年8月1日から29年4月22日まで

私は、申立期間①はA株式会社で、申立期間②はB株式会社で、申立期間③は株式会社Cで働き、出産のため退職した。社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職した約1年4か月後の昭和30年8月8日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が30年10月26日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間②及び③の番号を重複整理し、申立期間全期間分の取得喪失日及び標準報酬月額と申立期間全期間を算定の基礎として脱退手当金が支給されたことが確認できる記載がある上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで  
中学校を卒業して昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで1年間、株式会社Aに勤務した。同社B店に配属となり、同社のC、D、E本店にも応援勤務したが、この間の社会保険庁の記録が無い。同郷の先輩は当初、記録が無かったが記録が出てきて認められた。私の記録も調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの申立期間当時の同僚の供述及び申立人が所持していた写真により、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社B店に勤務していたことが推認できるが、連絡の取れた同僚のいずれもが申立人が厚生年金保険に加入していたかは不明であると供述している。

また、株式会社Aは、昭和 63 年にF株式会社と社名変更をして現存するものの休眠状態であり連絡が取れず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態、資格の得喪、厚生年金保険料の控除及び納付について確認が取れない。

さらに、当時のE本店で総務を担当していた同僚は、「E本店では試用期間中は社会保険に加入させず、私も6か月加入できなかったし、E本店、G店以外の店の現地雇用者は社会保険に加入させなかった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所には株式会社AのE本店とG店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）が存在しているが（他の店舗は適用事業所となった記録が無い）、両者の当該被保険者名簿には申立人の記録は無い上、健康保険番号が連番となっており、追加及

び欠番も無い。

一方、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、同郷の先輩及び他の2人は社会保険庁のオンライン記録には記載がないものの、被保険者名簿に記載があり、同郷の先輩は基礎年金番号に記録が統合されているが、一方で、同僚が名前を挙げた当時の多くの他の同僚の記録は両被保険者名簿に記載が無いことから、未加入であったことが分かり、上記の総務を担当していた同僚の供述は信ぴょう性があるものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで  
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの入社時及び入社後すぐに移転した同社の所在地を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえるものの、申立人が名前を挙げた同僚等からは申立人が勤務していたとする供述を得ることができない。

また、同僚は、「株式会社Aは、入社後3か月間は試用期間であったため、厚生年金保険には未加入であった。」としていることから、申立人も、入社したとする日から数か月間は、厚生年金保険には加入してはいなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「事業所は昭和40年の1月か2月に再度、B地に移転した。」としているが、その所在地は供述と異なり、社会保険事務所が保管する同事業所の事業所別被保険者名簿及び商業登記簿から、当該事業所を退社したとする同年10月31日の翌日に同僚と立ち上げたとしている有限会社Cと勘違いしているものと認められる。

加えて、株式会社Aの複数の同僚は、同社において昭和40年2月1日に被保険者資格を喪失しており、また、申立人等が立ち上げたとする有限会社Cは、商業登記簿により同年9月15日に成立し、申立人は同日に取締役就任していることが確認できる上、同社は同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所とされており、申立人は同日に被保険者資格を取得し

ている。

これらを総合的に判断すると、申立人は株式会社Aを昭和40年1月ころに厚生年金保険被保険者資格を取得しないまま退職し、同年2月には、有限会社Cに勤務していたものと推認できる。

なお、申立人は株式会社Aにおいて支給された給与から厚生年金保険料を控除されていたとしているものの、当該事業所は既に解散しており、事業主からは、申立人の給与からの保険料控除、さらには、申立人の当該事業所における勤務期間等の事実を聴取することはできない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 5 月まで  
② 昭和 38 年 6 月から 42 年 6 月まで  
③ 昭和 42 年 6 月から 45 年 5 月まで  
④ 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで  
⑤ 昭和 50 年 4 月から 61 年 4 月まで  
⑥ 昭和 61 年 4 月から平成 8 年 11 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 36 年 10 月から平成 8 年 10 月までの間が厚生年金保険に未加入であるが、申立期間①はA株式会社、申立期間②は株式会社B、申立期間③はC株式会社、申立期間④は株式会社D、申立期間⑤はE、申立期間⑥は株式会社Fに勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のA株式会社について、申立人は上司及び同僚の名前を記憶していない上、同社と同一名称の適用事業所が管轄社会保険事務所に2社登録されているものの、申立人が記憶している事業所所在地及び事業主名と異なるとともに、商工会議所等に照会した結果においても商工会議所等では資料が無いとしていることから、当該事業所を特定することができない。

なお、上記該当1社は申立期間①以前に適用事業所に該当しなくなっており、残りの1社の事業内容は申立人が従事したとする建築内装関係の業種とは異なっている。

また、管轄法務局管内においてA株式会社の名称で申立期間①の期間に2事業所が法人登記されているものの、その所在地、代表取締役



員名、事業内容は申立人が記憶している事業所とは異なっていることから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

- 2 申立期間②について、株式会社Bは既に事業を廃止し、当時の事業主の連絡先も明らかでないことから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②において株式会社Bにおいて被保険者であり、所在の確認ができた同僚19人に照会し9人から回答が得られ、3人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの当該事業所に勤務していたことは推認できるが、前述9人の同僚から保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

さらに、前述の同僚9人のうち2人から試用期間があった旨の供述があり、うち1人がその期間は6か月であったと回答している。

加えて、申立人を記憶している上記3人の同僚のうち1人は、「入社3か月後に申立人と一緒に関係会社のGに移り、移籍時、同社は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、同社の新規適用は昭和42年9月1日で、新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚及び申立人の名前は見当たらない。

なお、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、C株式会社は既に事業を廃止し、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間③において被保険者であり所在が判明した同僚10人に照会し4人から回答が得られたが、申立人を記憶している者がいない上、前述の4人の同僚のうち1人は、「当時、社員ではなく請負で仕事をしていた人が多数いた」としており、当時の社会保険の担当者も、「社員であれば全員社会保険に加入していたはずだ。」と供述している。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④について、当該事業所の事業主は「申立期間は株式会社Dの設立前であるため社会保険に加入していない。」としている。

また、社会保険事務所の記録から当該事業所は昭和 56 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間④においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により上記新規適用時に被保険者で、所在の確認ができた 8 人に照会し 2 人から回答を得たが、申立人の名前を記憶している者はいない。

加えて、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、申立人が申立期間④において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、個人経営の事業主だったと供述しており、商業登記簿から法人設立及び社会保険事務所の適用事業所名簿の記載が確認できない上、賃金台帳等の資料を保管していないとしている。

また、厚生年金保険法では、事業主は被保険者となることができない。

- 6 申立期間⑥について、社会保険庁のオンライン記録から株式会社 F は平成 8 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の新規適用時の代表者であり、被保険者が他に 1 人しかいないことから判断して、社会保険及び給与計算に係る権限を有していたと認められるが、事業主である申立人は申立期間⑥において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 7 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月から 19 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与と大きく異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の報酬月額は平成4月、同年10月及び11月を除き標準報酬月額を上回っているが、保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 17 日まで  
社会保険庁の記録では、A株式会社B工場に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社に照会したところ、当時の資料が保存されていないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、所在の確認ができた同僚 11 人に照会し 10 人から回答を得たものの、申立人を記憶している者がいないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年5月1日から3年2月28日まで  
有限会社Aに勤務していた平成元年5月1日から3年1月までの標準報酬が同年4月6日にさかのぼって47万円から8万円に引き下げられているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた有限会社Aは、社会保険庁の記録により、平成3年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できるところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日以降の同年4月6日に、元年10月から3年1月までの期間が47万円から8万円に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されたことが確認できる。

しかしながら、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の被保険者は申立人を含め3人であったが、他の2人についても申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている。

また、申立人は自らが社会保険事務の手続きを行っていたとしていることを考えると、当該減額処理を知らなかったとは考え難い。

さらに、申立人は当委員会からの照会に対して回答が無く、これ以上当時の状況について伺い知ることができない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 10 日から 34 年 8 月 20 日まで  
社会保険事務所で確認したところ、有限会社Aに勤めていた期間は脱退手当金として支給されたことになっていたが、同社の倒産とともに退社した際に退職一切の手続について何の説明も無かったので、自分で脱退手当金を請求したはずは無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 3 月 16 日に厚生年金保険の第四種被保険者（任意継続被保険者）となり、厚生年金保険料を 17 か月納付し老齢厚生年金の受給資格期間 180 か月を満たしていることが確認できるが、申立人が脱退手当金を受給していないのであれば任意継続の手続を行った時点で、既に老齢厚生年金の受給要件を満たしていることや社会保険事務所が保管する厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書に有限会社Aに係る被保険者期間や職歴の記載が無いことを踏まえると、任意継続の手続を行った際には、既に脱退手当金が支給され申立期間が厚生年金加入期間とはならないことを認識していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人からの回答でも請求・受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。